

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明（e支店用）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。）

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- ・ 株券、出資証券、投資証券を当社 e 支店の口座でお預かりする場合には、保護預りのすべての株券を（株）証券保管振替機構に預託し、口座管理料は不要です。
- ・ 外国証券（円建て債、外国投資信託を除きます）のお預かりについても、（株）証券保管振替機構に預託される場合、口座管理料は不要です。それ以外の場合は、1年につき 3,300 円（税込み）の口座管理料と、預託に関し当社の要した実費を頂戴いたします。
- ・ 上記以外の有価証券や金銭のお預かりについては、料金は不要です。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。株券、出資証券、投資証券、外国証券（円建て債、外国投資信託を除きます）をお預りする場合、口座管理料は必要ありません。ただし（株）証券保管振替機構に預託されない外国証券を保管する場合、1年につき 3,300 円（税込み）の口座管理料と、預託に関し当社の要した実費を頂戴いたします。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の保護預り・外国証券取引口座約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客様が当社の保護預り・外国証券取引口座約款の変更に同意されない場合
- やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

当社の概要

| | |
|----------|---|
| 商号等 | 立花証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第110号 |
| 本店所在地 | 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-13-14 |
| 加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 |
| 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル） |
| 資本金 | 66億9570万円 |
| 主な事業 | 金融商品取引業 |
| 設立年月 | 昭和23年4月 |
| 連絡先 | 03-3669-3111 又はお取引のある支店にご連絡ください。 |

立花証券株式会社

2019 10